

平成29年分の所得税・住民税の申告相談を次のとおり実施しますので、各地区の指定日にお越しください。

平日の申告相談に来られない場合は、2月18日⑩と3月4日⑪に休日受け付けを行います。ただし混雑が予想されますので可能な限り平日にお越しください。

◆申告とは？

平成29年1月1日から12月31日までの所得を申告するものです。この申告を基にして平成30年度の町県民税を計算します。

◆申告が必要な方は？

平成30年1月1日現在、町内に住民登録をしている方で、平成29年中(平成29年1月1日から12月31日まで)に次の要件に当てはまる方は申告が必要です。

- ① 主な収入が給与または年金の方で、それ以外の収入があった方
- ② 営業、農業、不動産、配当などの所得があった方
- ③ 土地や建物を売った所得(譲渡所得)があった方

- ④ 医療費控除や社会保険料控除などの所得控除を受ける方
- ⑤ 初めて住宅借入金等特別控除を受ける方
- ⑥ 給与所得者で年末調整を行わなかった方

◆申告しなくてもよい方は？

① 収入が1つの勤務先からの給与のみで、勤務先から町に「給与支払報告書」が提出されている方

② 収入が年金のみで、支払先から町に「公的年金等支払報告書」が提出されている方

◆申告に必要なもの

- ① 給与、年金所得のある方
 - ・源泉徴収票
- ② 営業、農業、不動産、配当所得のある方
 - ・収支内訳の明細が分かるもの(会計帳簿や領収書など)
- ③ 譲渡所得のある方
 - ・売買契約書
 - ・譲渡のために要した費用の領収証
- ④ 医療費控除を受ける方
 - ・医療費の領収証(明細書)
 - ・保険金を受け取った場合、その金額が分かる書類

申告相談日程

日	月	火	水	木	金	土
				2/15 本町 仲町 8:30~16:00	16 横町 反町 大八 8:30~16:00	
18 休日受付 (地区指定なし) 8:30~16:00	19 荒町 中通 8:30~16:00	20 谷津作 8:30~16:00	21 延長日 (地区指定なし) 8:30~18:00	22 平館 小野赤沼 8:30~16:00	23 菖蒲谷 雁股田 皮籠石 8:30~16:00	
25	26 飯豊上 飯豊中 8:30~16:00	27 飯豊下 吉野辺 8:30~16:00	28 延長日 (地区指定なし) 8:30~18:00	3/1 浮金 8:30~16:00	2 小戸神 小野山神 8:30~16:00	3
4 休日受付 (地区指定なし) 8:30~16:00	5 夏井 8:30~16:00	6 南田原井 塩庭一区 塩庭二区 8:30~16:00	7 延長日 (地区指定なし) 8:30~18:00	8 湯沢 上羽出庭 和名田 8:30~16:00	9 地区指定 なし 8:30~16:00	10
11	12 地区指定 なし 8:30~16:00	13 地区指定 なし 8:30~16:00	14 延長日 (地区指定なし) 8:30~18:00	15 地区指定 なし 8:30~16:00	◆申告相談会場 役場第1会議室 (役場となり車庫2階)	